

B M ビルメン FUKUOKA

業界のタイムリーな情報をお手元に

3

2019 : Issue 303

編集・発行／公益社団法人 福岡県ビルメンテナンス協会
〒812-0011 福岡市博多区博多駅前1丁目15番12号（藤田ビル2F）
TEL (092) 481-0431 FAX (092) 481-0432 <http://www.fukuoka-bma.jp>



『未来のおそうじ～きれいにしよう私達の環境を～』

小倉中央小学校4年 田中 咲楽さんの作品
2018年度（第24回）都市ビル環境の日
第11回「子ども絵画コンクール」最優秀賞



撮影者：たかちゃん contents：普光寺 臥龍梅 location：大牟田市

ビルメン再起動への 会長伝言板

公益社団法人
福岡県ビルメンテナンス協会
会長 金子 誠



I. 「会員支援事業説明会」の再ご案内(主催：全協)

・日 時：2019(平成31)年4月17日(水) 13:00～16:30

・会 場：福岡朝日ビル 地下会議室

- 《第1部》
1. 「明日のビルメンを考える会」で見えた課題と今後の展開
 2. 環境配慮契約法の基本方針見直しに伴う業界の影響とその解決
 3. 業界課題の解決に向けた全協の様々な動き

- 《第2部》
4. 外国人技能実習制度について
 - ①外国人技能実習制度の概要と今後の予定
 - ②技能実習生の受け入れ状況
 - ③技能実習生の技能検定
 5. ビルクリーニング外国人技能実習支援センターの事業紹介
 - ①事業内容
 - ②参加方法
 6. 新たな在留資格「特定技能1号」について

II. アジアビルメンテナンス大会 in 台湾(台北)の再ご案内

・日 程：2019年5月23日(木)～5月26日(日)

・テーマ：デジタル時代におけるビルメンテナンス産業の発展

*福岡県協会の方は九州地区で一団を結成し、九州地区本部長(金子)が随行して福岡空港からの直行便で参加します。

多くの方のご参加をお待ちしています。

平成30年度 ビルクリーニング技能検定実技直前講習会開催

平成30年度ビルクリーニング技能検定実技試験を目前に、1級は1月30日(水)から4日間、3級も同じく1月30日(水)から2日間の日程で実技直前講習会が開催されました。

講習会初日、受講生の多くは工程を忘れたり、作業時間をオーバーしてしまうなど、正直なところ合格には程遠い状態でしたが、今回は受講生が少数(1級14名、3級3名)だったこともあり、各課題の不得手部分や注意点を理解しながら毎日何度も練習を重ねた結果、最終日を迎える頃には標準時間内で作業を終えることができるようになっていました。

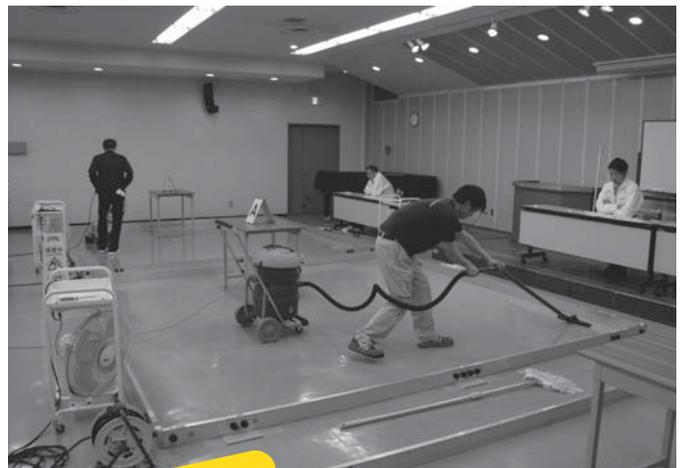
最後は受講生が講師・指導員に合格を誓い、講習会は終了いたしました。



講師団副団長
武井 靖行



▲古賀副会長による開講挨拶



▲1級 弾性床表面洗浄作業



▲1級 繊維系床部分洗浄作業



▲1級 壁面洗浄作業



▲3級 弾性床清掃作業



▲3級 ガラス面洗浄作業



▲3級 トイレ日常清掃作業

[外国人を雇用する事業主の皆様へ]

不法就労防止にご協力ください

不法就労は法律で禁止されています。不法就労した外国人だけでなく、不法就労させた事業主も処罰の対象となります。平成24年7月から導入された「中長期在留者の在留管理制度」により、在留カードを所持する外国人が就労できるかどうかの判別が容易になっています。外国人を雇用する際は、下記の内容をよく確認し、不法就労にならないよう注意してください。

不法就労とは？

不法就労となるのは、次の3つの場合です。

1. 不法滞在者が働くケース

(例)

- ・密入国した人やオーバーステイの人が働く

2. 入国管理局から働く許可を受けていないのに働くケース

(例)

- ・観光や知人訪問の目的で入国した人が働く
- ・留学生が許可を受けずにアルバイトをする

3. 入国管理局から認められた範囲を超えて働くケース

(例)

- ・外国料理店のコックとして働くことを認められた人が機械工場で単純労働者として働く

注意!

事業主も処罰の対象となります!!

- ・不法就労させたり、不法就労をあっせんした者「不法就労助長罪」

⇒3年以下の懲役・300万円以下の罰金

(外国人を雇用しようとする際に、当該外国人が不法就労者であることを知らなかったとしても、在留カードを確認していない等の過失がある場合には処罰を免れません)

- ・不法就労させたり、不法就労をあっせんした外国人事業主 ⇒退去強制の対象

- ・ハローワークへの届出をしなかったり、虚偽の届出をした者 ⇒30万円以下の罰金

不法就労者を発見した場合や雇用しようとする外国人が不法滞在者であることが判明した場合には **地方入国管理局へ通報したり出頭を促す** などしてください!

外国人を雇用する際には **在留カード** を確認してください!

在留カードは、企業等への勤務や日本人との婚姻などで、入管法上の在留資格をもって適法に我が国に中長期間滞在する外国人の方が所持するカードです。観光旅行者のように一時的に滞在する方や不法滞在者には交付されません。

特別永住者の方を除き、在留カードを持っていない場合は、原則として就労できません。

在留カードを持っていない場合でも就労できる場合がある方については右ページ「※ 在留カードを所持していなくても就労できる場合がある方」をご参照ください。

外国人を雇用した時は……

雇用対策法に基づく外国人雇用状況の届出が義務づけられている事業主の方は、外国人（「特別永住者」「外交」及び「公用」は除く）を雇用した場合や外国人が離職した場合は、ハローワークへ届出をしてください。この場合は、入国管理局への届出は不要です。

ハローワークへの届出が義務づけられていない事業主の方は、就労資格（「芸術」「宗教」「報道」及び「技能実習」を除く）をもって中長期間在留する外国人を雇用した場合やこれらの者が離職した場合は、入国管理局へ届出をしてください。



法務省入国管理局 <http://www.immi-moj.go.jp/>

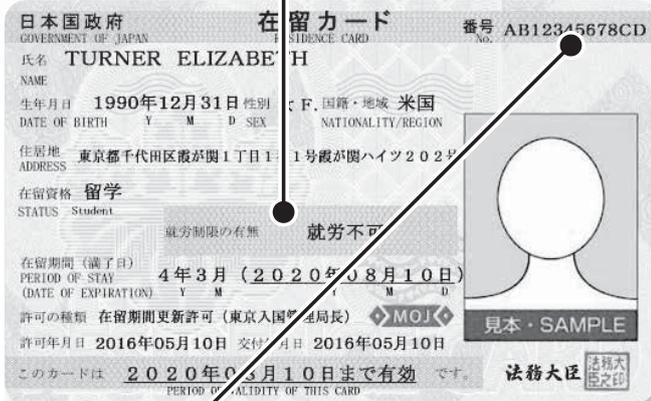
ポイント1 在留カード表面の「就労制限の有無」欄を確認してください

「就労不可」の記載がある場合→原則雇用はできませんが、ポイント2を確認してください。

※一部就労制限がある場合→制限内容を確認してください。次のいずれかの記載があります。

- ①「在留資格に基づく就労活動のみ可」
 - ②「指定書記載機関での在留資格に基づく就労活動のみ可」(在留資格「技能実習」)
 - ③「指定書により指定された就労活動のみ可」(在留資格「特定活動」)
- (②及び③については法務大臣が個々に指定した活動等が記載された指定書を確認してください)

※「就労制限なし」の記載がある場合→就労内容に制限はありません。



失効した在留カード等の番号を確認することができます

入国管理局ホームページ上では、失効した在留カード及び特別永住者証明書(以下、「在留カード等」といいます)の番号を確認することができる「在留カード等番号失効情報照会」ページを設置しており、この画面上で在留カード等の番号と有効期間を入力していただくと、当該番号が失効していないか又は有効でないかについて確認することができます。

なお、確認結果は、在留カード等の有効性を証明するものではありません。昨今、**実在する在留カード等の番号を悪用した偽造在留カード等も存在するため**、確認結果にかかわらず照会ページ下段に掲載されている「在留カード等の券面に施された偽変造防止対策のポイント」についてもご確認ください。

偽変造が疑われる在留カード等を発見した場合には、最寄りの地方入国管理局にお問合せください。

在留カード等番号失効情報照会ページ <https://lapse-immi.moj.go.jp/>



ポイント2 在留カード裏面の「資格外活動許可欄」を確認してください

ポイント1で「就労不可」の方であっても、「資格外活動許可欄」に、次のいずれかの記載がある方は、就労することができます。ただし、就労時間や就労場所に制限があるので注意が必要です。

- ①「許可(原則週28時間以内・風俗営業等の従事を除く)」
 - ②「許可(資格外活動許可書に記載された範囲内の活動)」
- (②については資格外活動許可書を確認してください)

※ 在留カードを所持していなくても就労できる場合がある方

- 旅券に後日在留カードを交付する旨の記載がある方
- 「3月」以下の在留期間が付与された方
- 「外交」「公用」等の在留資格が付与された方

これらの方については、旅券等で就労できるかどうかを確認してください。

※特に、「留学」「研修」「家族滞在」「文化活動」「短期滞在」の在留資格をもって在留している方については、**資格外活動許可を受けていない限り就労できません**のでご注意ください。

※ 仮放免許可書の裏面に就労禁止の条件が記載されている方も就労することはできません

仮放免許可書の裏面に「職業又は報酬を受ける活動を禁止」と条件が付されている場合は、就労することができません。また、同許可書にこの条件が付されていない場合であっても、就労可能な在留カードを所持している方を除き就労することはできません。これらの者を雇用した場合、事業主も処罰の対象となることがありますので、注意してください。

外国人在留総合インフォメーションセンター (平日8:30~17:15)
【お問い合わせはこちらへ】 TEL 0570-013904 (IP電話・PHSからは03-5796-7112)
 又は最寄りの地方入国管理局にお問い合わせください。

平成31年度 厚生労働大臣登録各種講習会予定表 福岡地区開催監督者講習会等(抜粋)

	講習会名	開催時期	申込受付
新規講習会	清掃作業監督者	6月12日～13日	4月16日～26日
	空気環境測定実施者	実施なし	実施なし
	貯水槽清掃作業監督者	10月8日～11日	8月15日～29日
	排水管清掃作業監督者	実施なし	実施なし
	防除作業監督者	実施なし	実施なし
	統括管理者	10月29日～31日	9月4日～18日
	空調給排水管理監督者	2月5日～6日	12月10日～23日
再講習会	清掃作業監督者	6月14日	4月18日～5月9日
	空気環境測定実施者	2月19日～20日	12月24日～1月10日
	貯水槽清掃作業監督者	8月21日～22日 8月27日～28日	6月27日～7月11日
	排水管清掃作業監督者	4月10日～11日	2月21日～3月6日
	防除作業監督者	12月12日～13日	10月23日～11月6日
	統括管理者	10月16日～17日	8月22日～9月5日
	空調給排水管理監督者	2月4日	12月10日～20日
	建築物環境衛生管理技術者	7月9日～27日	5月8日～14日

(公財)日本建築衛生管理教育センター <http://www.jahmec.or.jp/>



会社名 ▶ 大成管理開発 株式会社
氏名 ▶ 江渡 正行さん
年齢 ▶ 40歳
勤務年数 ▶ 2年6か月

●上司からひと言

元気が良く、声も大きく、いろいろなことにチャレンジしてくれます。今後は自分独自の人脈を作って活動の幅を広げ、40代の夢をさらに大きくして欲しいと思っています。(上司 X)

ビルメンテナンス業界に入り、まだ日も浅く、覚える事や身に付ける技術などたくさんあります。日々追われながらも、充実した毎日をごじています。10代の頃はボクシングの世界チャンピオン、20代の頃はキャンプインストラクター、30代は……、そして40代は……この業界でどんな夢を持てるか、期待しながら日々一生懸命頑張ります。



新規会員登録集中!!

当協会にご入会いただくと、同時に連携法人である公益社団法人全国ビルメンテナンス協会の会員となり、双方のサービスをご利用いただけます。

(公社)福岡県ビルメンテナンス協会の主な特典

①講習会・研修会、セミナー等の開催

建物管理に関する教育・訓練・調査・研究・研修会などの講習会や各種セミナー等へ参加できます。ビルクリーニング技能士(検定)の直前講習の受講ができます(受講要件あり)。

②知事登録申請業務相談室の実施

関係行政との連携をとりながら、事業登録時における申請書への記載要領の指導を受けることができます。

③各種業界情報の入手

業界関連の法令改正や行政情報など、業界全般わたる情報を正確かつ迅速に提供します。

毎月発行の広報誌を無料購読できます。

毎年会員に調査している業界の実態調査結果を入手できます。

④会員の親睦・交流

会員同士での情報交換やビジネスマッチングの機会が持てます。

懇親会・ゴルフ大会・ボウリング大会・懇親旅行など協会主催催事への参加ができます。

⑤表彰制度の活用

県協会長が会員企業の優良従事者表彰を行っており、表彰制度を利用することで従事者のモチベーションをアップすることができます。

(公社)全国ビルメンテナンス協会の主な特典

①会員専用のサイトを利用できます

会員のみが利用できるサイトを通して、業界の最新の情報が入手できます。

②賠償共済保険、生命共済保険等への加入ができます

会員のみが入会できる共済保険に加入できます。全国ネットのスケールメリットを生かした大変お得な保険制度です。

③各種法定研修や講習の会員割引が受けられます

全国協会主催の各種資格・講習取得の情報の詳細が目的別に取得できます。講習等の参加にあたっては会員割引があります。

④総合月刊誌「ビルメン」が毎月配付されます

ビジネスや社員教育に役立つ研究論文、情報記事、論説などを提供します。技術から経営まで、ビルメンテナンズの諸課題をカバーします。

⑤全国協会が発行する各種書籍や事務用品が会員割引価格で購入できます

会員専用Webサイトより、全国協会が出版している刊行物やオフィス用品を会員価格にて購入できます。

*入会の手続きなど詳細につきましては、当協会事務局〔TEL：092-481-0431〕までお問い合わせください。

2019年度 定時社員総会 のお知らせ

■日時

2019年5月17日(金) 14:30～(予定)

■会場

ハイアットリージェンシー福岡
(福岡市博多区博多駅東2-14-1)

■その他

定時社員総会に於いて、建築物環境衛生事業優良従事者の表彰を行います。

この表彰は、優良従事者に対する感謝の意を表すのみならず、従事者の士気高揚にも繋がります。

会員の皆様方には、2月末の定期便にてご案内をお送りしておりますので、推薦基準に該当する方がおられましたら、協会宛で推薦いただきますようお願いいたします。

説明会のお知らせ

医療関連サービスマーク 書類作成説明会

■開催日時 平成31年4月19日(金) 13:30～17:00

■会場 福岡朝日ビル 地下1階12号室

■参加対象 10月以降に医療関連サービスマーク(院内清掃業務)の更新予定事業者の申請担当者、または、これから認定申請を希望する事業者の申請担当者

■参加費用 ◇会員 5,000円/1人

◇一般 8,000円/1人

■申込期限 平成31年4月10日(水)まで

[主催] (公社) 全国ビルメンテナンス協会九州地区本部

※詳細は、当協会のホームページでご確認ください。

<http://www.fukuoka-bma.jp/>

会員に関する各種変更のお知らせ

大成管理開発 株式会社

■変更事項 協会担当者の役職名

■変更日 平成30年8月1日

【新】常務取締役 中村 仁治

【旧】取締役 部長 中村 仁治

賛助会員に関する各種変更のお知らせ

サラヤ株式会社 九州支店

■変更事項 代表者

■変更日 平成30年11月1日

【変更後】支店長 服部 康平

【変更前】支店長 穴見 新

会員支援事業説明会

(主催:全協)

<対象> 会員 <参加費> 無料

- ・日時 平成31年4月17日(水) 13:00～16:30
- ・会場 福岡朝日ビル 地下1階「13・14号室」
(福岡市博多区博多駅前2-1-1)
- ・定員 100名

CONTENTS

■主催者挨拶◇13:00～13:05

第1部◇13:05～14:25

- ①「明日のビルメンを考える会」で見えた課題と今後の展開
- ②環境配慮契約法の基本方針見直しに伴う業界の影響とその解決
- ③業界課題の解決に向けた全国ビルメンテナンス協会の様々な動き

第2部◇14:50～16:30

- ④外国人技能実習制度について
- ⑤ビルクリーニング外国人技能実習支援センターの事業紹介
- ⑥新たな在留資格「特定技能1号」について
- ⑦質疑応答

*詳細につきましては、1月末の定期便にてお送りしたご案内をご確認ください。また、福岡県協会のHPにも掲載しております。

3月

各地の主な催し

【福岡地区】

- 3日 太宰府天満宮曲水の宴(太宰府市)
- 15日 筑紫神社粥占祭(筑紫野市)
- 24日 泥打祭(朝倉市)
- 27日 ピースキャンドルナイト(筑前町)

【北九州地区】

- 上旬 ズビエ祭り(みやこ町)
- 24日 求菩提山お田植祭(豊前市)
- 31日 貫のお祓い(北九州市小倉南区)

【筑豊地区】

- 上旬 源じいの森温泉誕生祭(赤村)
- 15日 金村神社 田植祭(糸田町)
- 中旬 フクチ夢パルーンフェスタ(福智町)

【筑後地区】

- 3日 古賀政男記念大川音楽祭(大川市)
- 24日 うそ替えまつり<～25日>(大牟田市)
- 下旬 兜山けしけし祭〔青木繁忌〕(久留米市)
- 下旬 おひな様水上パレード(柳川市)
- 下旬 世界子ども愛樹祭コンクール(八女市矢部村)

紹介している催しは、場合によっては変更されることがあります。お出かけの際は各市町村に確認してください。